

教委学第2709号
令和5年12月19日

各県立学校長 様

学校教育課生徒支援室長

交通死亡事故多発警報の発令について（通知）

このことについて、別添のとおり令和5年12月18日付けで佐賀県交通対策協議会長から依頼がありました。

県内において12月7日から12月18日までの僅か12日間に、計4件の交通死亡事故が発生しており、5人の方が亡くなられる事態となっています。

については、児童生徒に対し、改めて下記の内容について御指導いただくようお願いいたします。

記

1 発令の期間

令和5年12月18日（月）から12月31日（日）までの14日間

2 対象地域

県内全域

3 交通死亡事故の発生状況

別表1のとおり

4 警報発令後の対策

○別表2のとおり「全児童生徒に対し、警報発令を周知させるとともに、安全な歩行、自転車の乗り方等についての交通安全教育を実施する。」

○PTA、交通指導員等と連携して、登校日などにおける街頭指導を強化する。

担当：安全担当 山邊

電話：0952-25-7547

別表 2

交通死亡事故多発警報発令時における推進事項

推進機関・団体	推進事項	推 進 要 領	
警 察	広 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、積極的に資料を提供し、警報発令と交通事故防止について広報を依頼する。 ○ 広報車により、警報発令と交通事故防止について広報する。 ○ 日常業務を通じて、警報発令の周知徹底を図る。 	
	交通指導 取 締 り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の多発路線及び多発時間帯における交通指導取締り活動を強化する。 ○ 交通事故に直結する迷惑性、危険性の高い交通違反の取締りを強化する。 	
道路管理者 (国・公団・ 県・市町)	広 報	○ 道路情報板等により、警報発令と交通事故防止を広報する。	
	道路点検	○ 管理に係る道路の危険箇所、交通安全施設等の点検、整備を実施する。	
教育委員会	通 知	○ 全ての小・中・高等学校に対し、速やかに警報発令を通知するとともに、児童・生徒に対する交通事故防止対策の強化について指導する。	
	学 校	交通安全 教 育	○ 全生徒に対し、警報発令を周知させるとともに、安全な歩行、自転車の乗り方等についての交通安全教育を実施する。
		街頭指導	○ 市町、PTA、交通指導員等と連携して、登校日等における街頭指導を強化する。
交 通 安 全 協 会	広 報	○ 広報車により管内全域を巡回し、警報発令と交通事故防止について広報する。	
	支 援	○ 市町、警察等が行う交通事故防止対策に協力・支援する。	
その他の推 進機関・団体	事故防止 対 策	○ 各推進機関・団体共通の推進事項について速やかに実施し、警報発令の周知徹底と交通事故防止対策の強化を図る。	